

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!【要 知】

中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金【一般型】

➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、 天童商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

- ①広告宣伝
・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装
・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新
- ⑤ITを活用した広報や業務効率化
・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

天童商工会議所(事業計画書の作成指導・交付依頼)

〒994-0013 天童市老野森1-3-28 電話:023-654-3511[9:00～17:00(土日祝日除く)]

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-0820[9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://h28.jizokukahojokin.info/ippan>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、天童商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

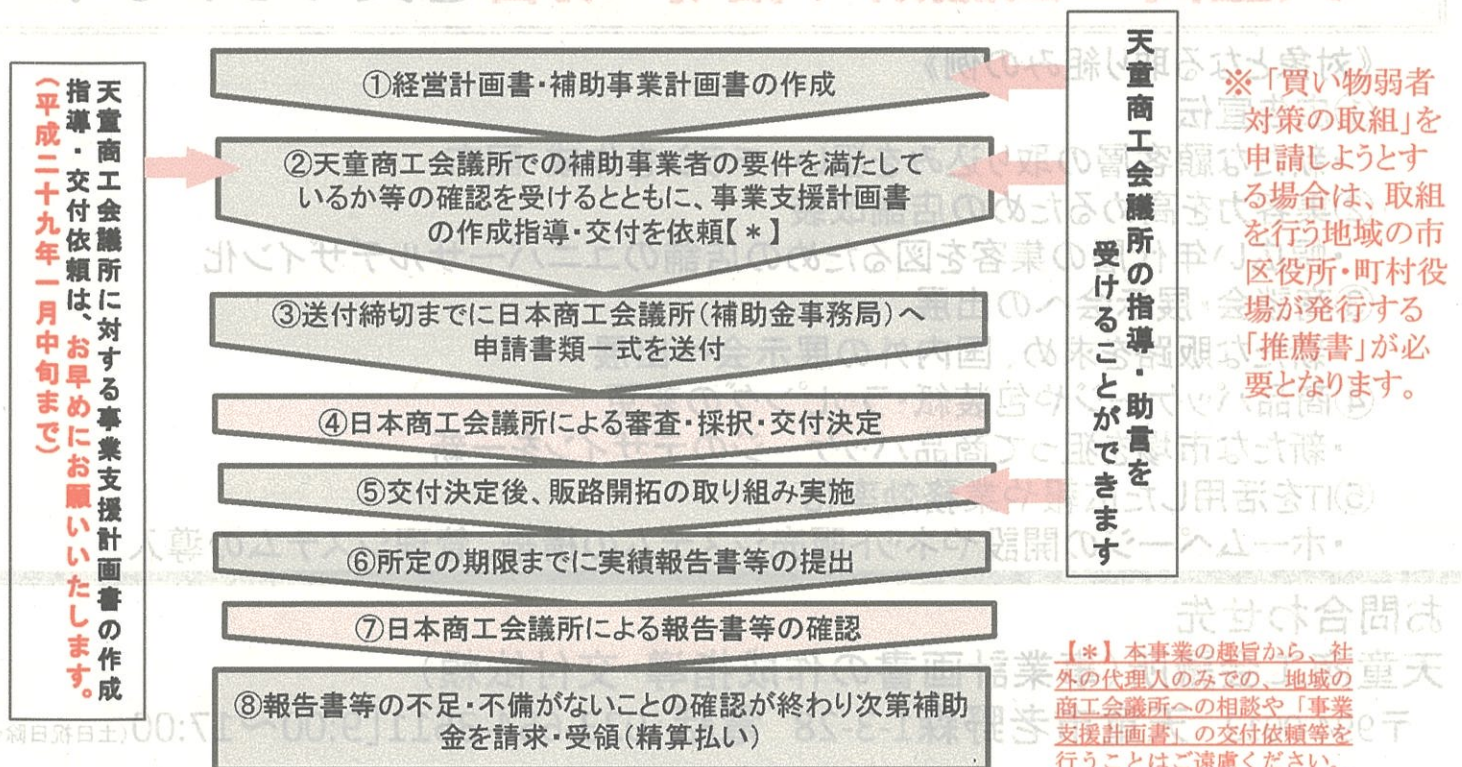
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

平成28年度第2次補正予算事業【一般型】	
1. 申請受付開始	平成28年11月4日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成29年1月27日(金) 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成29年3月中旬予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成29年12月31日(日)まで